

秦佐八郎博士顕彰医学生奨学金募集要項

この制度は、将来、益田市内の医療機関に医師として勤務しようとする医学生に対し、奨学金を貸し付けることにより、市内医療機関の医師の確保及び充実を図ることを目的としています。

この趣旨に基づき、奨学生を次により募集します。

なお、平成21年度から、ふるさとが生んだ医学界の偉人、秦博士に因み名称を「益田市へき地医療奨学金」から「秦佐八郎博士顕彰医学生奨学金」に変更しました。

1 応募資格

益田市出身者で、将来市内の医療機関で一定期間医師の業務に従事する意志のある下記の方を対象とします。

ただし、市内出身者以外で、将来市内の医療機関で一定期間医師の業務に従事する意志のある下記の方で、市長が特に認める者についても対象とします。（他市町村地域枠推薦入試で入学した者は除く）

- (1) 学校教育法による大学（自治医科大学を除く。）の医学を履修する課程に在学する人
- (2) 学校教育法による大学院において医学に関する専門知識を修得しようとする人

※高校生など、大学入学前の方でも上記課程の受験者であれば応募できます。（入学後、正式に貸与決定します。）

2 奨学金の貸付額と交付の方法

(1) 貸付額

月額 5万円（無利子）

(2) 交付方法

毎月1回交付します。ただし、場合によっては2ヶ月分以上あわせて交付することがあります。

3 貸付期間

大学あるいは大学院の課程を修了する月まで（ただし、正規の終業年限を超えることはできません。）

貸付期間の始期は大学入学予定者については新年度4月、大学あるいは大学院の在学生については貸付の決定をした月です。

4 貸付金の返還の免除

大学卒業後、貸付期間の3倍の期間内に、貸付期間と同年数、益田市内の医療機関に勤務した場合、返還が免除されます。

（平成27年度以降に初期臨床研修を開始する者の勤務年数には、当該期間を含む。）

【例】在学中、6年間貸付けを受けた場合、卒業後18年が経過するまでに、市内の医療機関で6年間勤務すれば返還免除となります。

5 貸付金の返還の猶予

災害、疾病その他やむを得ない事由のあるとき。

6 貸付金の返還

(1) 返還事由

貸付した修学資金は、貸付を受けた者が次の事由に該当するに至ったときは、貸付を受けた修学資金の全額を返還しなければなりません。

①奨学金の貸付の決定が取り消されたとき。

ア 退学したとき。(死亡、心身の故障による退学を含む)

イ 学業成績が著しく不良となったと認めるとき。

ウ 奨学金の貸付を辞退したとき。

②大学の医学課程を終了後、2年以内に医師の免許を取得しなかったとき。

③返還免除の条件を達成できない見込みとなったとき。

(2) 返還方法

返還事由が生じた月の翌月末日までに、貸付を受けた奨学金の金額を一括返還していただきます。

7 奨学金貸付の申請手続

奨学金の貸付を希望される場合は、次の書類を提出してください。

(1) 秦佐八郎博士顕彰医学生奨学金貸付申請書(様式第1号)

添付書類

①戸籍の附表の抄本

②大学の在学証明書(入学前に申請する方は、大学入学後に提出)

③島根大学医学部医学科地域枠推薦入学者は、そのことを証する書類

④医師免許証の写し(大学院生に限る)

⑤臨床研修終了を証する書類(大学院生に限る)

⑥地域医療について述べた小論文(1,600字程度、題名は自由とします。)

※島根大学医学部医学科地域枠推薦入学者は除きます。

8 連帯保証人

独立の生計を営む身元確実な成年者2名

9 提出締め切り

随時受け付けます。

10 面接日

面接日時、場所等は別途調整します。

※島根大学医学部医学科地域枠推薦入学者は除きます。

11 奨学生の決定

論文及び面接結果を考慮のうえ、奨学生を決定し、本人に通知します。

12 提出先

益田市福祉環境部健康増進課（下記）に提出してください。

提出・問合わせ先

〒698-0024

益田市駅前町17番1号

益田市立保健センター

益田市福祉環境部健康増進課

地域医療対策室

TEL 0856-31-0213

FAX 0856-23-7134